

# 富良野市災害廃棄物処理計画

(資料編)

## 富良野市災害廃棄物処理計画 資料編 目次

資料 1	富良野市災害廃棄物処理実行計画（見本）・・・・・・・・・・	1～9
資料 2	施設等の被害状況報告様式・・・・・・・・・・	10～11
資料 3	災害廃棄物仮置場候補地台帳様式・・・・・・・・・・	12～13
資料 4	応援要請様式・・・・・・・・・・	14～17
資料 5	一般廃棄物処理市町村間協議様式・・・・・・・・・・	18～19
資料 6	収集運搬仕様書例・・・・・・・・・・	20～22
資料 7	仮置場設置・撤去業務仕様書例・・・・・・・・・・	23～25
資料 8	災害廃棄物仮置場管理運営仕様書例・・・・・・・・・・	26～35
資料 9	災害廃棄物処分委託契約書例・・・・・・・・・・	36～41
資料 10	随意契約理由書例等・・・・・・・・・・	42
資料 11	思い出の品・貴重品の取得記録簿・・・・・・・・・・	43
資料 12	住民、ボランティア向け、仮置場周知チラシ・・・・・・・・	44～47
資料 13	トイレ対策チェックシート等・・・・・・・・・・	48～53
資料 14	し尿等処理に係る相互支援協定書・・・・・・・・・・	54～59
資料 14	防衛省 災害廃棄物連携対応マニュアル・・・・・・・・・・	60～73
資料 15	災害廃棄物に関する法令、通知・・・・・・・・・・	74～84

# 資料 1

## 富良野市災害廃棄物処理実行計画 (見本)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(第〇版)

## 目次

### 第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け

### 第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量

- 1 被災の状況について
  - (1) 地震の状況
  - (2) 建物被害の状況
- 2 災害廃棄物の発生量について

### 第3章 災害廃棄物処理の基本的事項

- 1 役割分担
- 2 基本的な考え方
- 3 処理期限
- 4 処理方法
- 5 処理体制
- 6 財源

### 第4章 災害廃棄物の処理フローと処理スケジュール

- 1 処理フロー
- 2 仮置場の設置及び運営
- 3 処理スケジュール

## 第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について

### 1. 計画の目的

〇〇年〇〇月〇〇日に、北海道〇〇を震源とする地震が発生し、富良野市においても〇〇地区で多くの家屋が被災したことによる災害廃棄物が発生しています。

また、今後、詳細な被害状況が判明することによって、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれており、早期の復旧・復興に向けた取組みの支障となることが懸念されています。

この計画は、富良野市で発生した災害廃棄物について適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めることを目的とします。

### 2. 計画の位置付け

この計画は富良野市災害廃棄物処理計画を基に、現時点で判明している災害廃棄物等の処理見込み量等を加えた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものです。

今後、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、損壊家屋の解体撤去の進捗状況を踏まえて、適宜、この計画の改定を行います。

## 第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量

### 1. 被災の状況について

#### (1) 地震の状況

〇〇地震では、富良野市（以下、本市という）に震度〇の非常に強い揺れが発生しました。特に〇〇地区では家屋の被害が大きく、〇〇地区でも被害が発生した模様

#### (2) 被害の状況

今回の災害による家屋等損壊の状況は、〇〇地区では全壊〇棟、半壊〇棟、一部破損が〇棟となっています。

〇〇地震による避難者は〇〇人、避難所は〇〇会館に〇人、〇〇学校に〇人をなっています。

#### (3) 土砂災害の状況

今回の災害で、本市では、〇件の土砂災害が発生し、〇m<sup>3</sup>の土砂が流出し、住宅等に大きな被害をもたらしました。

土砂災害（報告済）		土砂災害（今後見込）		緊急防砂事業		計	
箇所	土砂量	箇所	土砂量	箇所	土砂量	箇所	土砂量
	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>

## 2. 災害廃棄物の発生量について

今回の災害により発生した本市の災害廃棄物の発生量（推計値）は、次のとおりです。

区分	棟数	→	種類	発生量	備考
全壊			可燃物		
半壊			不燃物		
一部損壊			コンクリートがら		
床上浸水			金属		
床下浸水			柱角材		
全壊空き家			その他		家電、処理困難物
計			生活ごみ（避難所）		
土砂崩れ	箇所		計		
			廃棄物混入土砂		

災害廃棄物の発生量の推計については、次の方法で行っています。

### (1) 家財等及び建物解体ごみ

今回の災害被害状況により、災害廃棄物対策指針に示されている発生原単位を用いて推計を行いました。

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
発生原単位	117 t / 棟	23 t / 棟	11.7 t / 棟	4.6 t / 棟	0.62 t / 棟

### (2) 生活ごみ

令和元年度の搬入実績から1日・1人あたりの発生量を発生原単位として推計を行いました。

令和元年度実績値 304 g / 日 / 人

※対象分別区分は富良野市災害廃棄物処理計画を参照

### (3) 廃棄物混入土砂

土砂災害（報告済）における、本市分は、災害報告（〇〇年〇〇月〇〇日時点）に基づく流出土砂量の平均値

土砂災害（今後報告見込）は、小規模な崖崩れ（10 m<sup>3</sup>程度）の災害報告の見込み数

緊急砂防事業は、箇所当たりの平均的な流出量（4,500 m<sup>3</sup>（幅 30 cm×長さ 100m×深さ 1.5m））で流出土砂量を推定

推定された各流出土砂量に、広島県で用いた発生原単位（1.7 t / m<sup>3</sup>）を乗じて算出した結果、本市における廃棄物混入土砂の発生量は〇〇 t と推定しました。

### (4) 災害廃棄物発生量（推計）について

以上により、災害廃棄物の発生量は次のとおりになります。

- ・家財等及び建物解体ごみ 〇〇トン
- ・廃棄物混入土砂 〇〇トン

- ・避難所生活ごみ                   ○○トン
- ・合計                               ○○トン

合計数量の○○トンに加えて、今後の被害報告見込みを考慮し、算出した合計量に 1.25 を乗じた○○トンが富良野市における災害廃棄物量とします。

なお、この推計量は、損壊家屋の解体状況や廃棄物処理施設の処理状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 第3章 災害廃棄物処理の基本的事項

#### 1. 役割分担

災害廃棄物処理にあたって、本市、北海道及び国の役割は、原則として以下の表のとおりです。

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、富良野市内で発生した災害廃棄物については、本市の責任において処理を行う必要があります。

市、北海道及び国の役割

市の役割	北海道の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の収集</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・災害廃棄物処理体制の整備</li> <li>・仮置場の確保</li> <li>・損壊家屋等の解体撤去</li> <li>・災害廃棄物の処理及び業務の管理</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内市町村の被害状況の集約</li> <li>・道内市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的助言、情報提供</li> <li>・災害廃棄物処理の広域処理の調整</li> <li>・道全体の災害廃棄物の処理進捗状況の管理</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び道への技術的助言</li> <li>・道外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供</li> <li>・市町村に対する財政的支援</li> <li>・その他</li> </ul>

#### 2. 基本的な考え

本市では、次の事項に配慮し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。

- (1) 市民の衛生環境や安全の確保を最優先とします。

また、仮置場において周辺的生活環境に最大限配慮し、土壌汚染や水質汚染などの防止対策を徹底します。

さらに、本市が実施する損壊家屋等の解体撤去にあたっては、施工業者に対して、アスベスト飛散防止対策や粉じん飛散防止対策を指示します。

- (2) 被災地の早期復旧、復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行います。

効率的な処理を進め、災害発生後○年以内の処理終了という目標期限を実現します。

- (3) 適正な分別により、再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋め立て処分量を削減





## 2. 仮置場の設置及び管理

本市では、災害廃棄物の仮置場を市内に〇〇箇所設けており、被災地区で発生した災害廃棄物を受け入れています。

仮置場の位置図面を貼付

仮置場内の詳細図を貼付

■仮置場の管理事項

- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、分別を徹底するとともに、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員等を配置します。
- ・木くずや可燃物は、高さ5メートル以上積み上げないようにする等、仮置場での火災防止に努めます。
- ・災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物への散水やスレート、壁材等をフレキシブルコンテナバックに保管する等、適正管理に努めます。
- ・台風や暴風雪時などは、仮置場の搬入を停止して、可能な限り仮置場からの搬出に注力し、仮置場の周囲に災害廃棄物が飛散しないように対策を講じます。

3. 処理スケジュール

一般家庭等で発生した家財等ごみについては、〇〇年〇〇月までに仮置場への搬入を終了します。

損壊家屋等の解体撤去については、〇〇年〇〇月までに完了することを目標とします。

また、可能な限り、この目標を前倒しで達成できるよう努めます。

仮置場については、〇〇年〇〇月を目途に解体ごみを含むすべての災害廃棄物の搬出を完了し、その後、直ちに撤去します。

時間区分	応急対応	復 旧		復 興
時間目安	発災～3ヶ月	3ヶ月～1年	1年～3年	3年～
災害現場	■	■		
住民用仮置場	■			
一次仮置場	□ ■	■	■ □	
二次仮置場		■	■	
最終処分		□ ■	■	■ □

資料2 施設等の被害状況報告様式

災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について									
	報告日	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日	〇〇時	現在			
							部署名		
							担当者名		
							連絡先		
1. 災害廃棄物処理事業									
被害をもたらした災害等	事業区分 (ごみ処理・し尿)	災害廃棄物 集積所数	仮置場数	仮置場等所在地	災害廃棄物数量	被害及び処理の状況			
記載例	ごみ処理	2 (避難所含)	1	①〇〇小学校 ②〇〇公園 (仮置場) ③〇〇駐車場	25,000 t うち、建物解体物21,000 t	全壊〇棟、半壊〇棟、避難者〇〇名			
2. 廃棄物処理施設の被害									
被害をもたらした災害等	設置主体名	施設名	規模	稼働状況	施設被害及び復旧見込状況				
記載例	富良野市	富良野市リサイクルセンター	固形燃料化施設 (15.12 t / 日)	稼働中	建物の一部損壊、1ヶ月後に修繕予定				

## 廃棄物処理関連許可業者等の被害状況報告

報告日				
				令和〇〇年〇〇月〇〇日現在
1. ごみ収集運搬許可業者				
事業者名	住所	電話番号	営業状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
2. ごみ処理許可業者				
事業者名	住所	電話番号	営業状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
3. し尿収集運搬許可業者				
事業者名	住所	電話番号	営業状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
4. 浄化槽清掃許可業者				
事業者名	住所	電話番号	営業状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

資料3 災害廃棄物仮置場候補地台帳様式

災害廃棄物仮置場候補地台帳				
			作成日： 年 月 日	
1. 基本情報				
所在地（地番）				
施設名称等				
土地所有者				
敷地面積			m <sup>2</sup> ・坪	
2. 確認項目				
項目		条件	判定	
① 発 災 前 の 留 意 点	1	立地条件	河川敷ではない	
	2	全面道路幅	全面道路幅は4m以上ある	
	3	所有者	公有地（市有地等）である	
	4		地域住民との関係性が良好な土地である	
	5		地権者の少ない土地である（私有地の場合）	
	6	面積	面積が十分にある（二次仮置場は12ha以上が望ましい）	
	7	周辺の土地利用	周辺が住宅地ではない	
	8		周辺が病院、福祉施設、学校等ではない	
	9		企業活動や農業等の住民の生業の妨げにならない場所である	
	10	土地利用の規制	法律等により土地の利用が規制されていない	
	11	土地の形状	起伏のない平坦地である	
	12		変則形状の土地ではない	
	13	土地の基盤整備の状況	地盤が固い	
	14		アスファルト敷きである	
	15		暗渠排水管が存在していない	
	16	設備	消火用の水を確保できる場所である	
	17		電力を確保できる場所である	
	18	被災考慮	各種災害（水害、土石流等）の被災エリアではない	
	19	地域防災計画での位置付け	地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない	
	20		道路計画の順位が高い	
点数1（①発災前の留意点の○の数）				
② 発 災 後 の 留 意 点	21	仮置場の配置	仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する	
	22	被災地との距離	被災地の近くにある	
点数2（②発災後の留意点の○の数）				
合計（点数1と点数2の合計）				

災害廃棄物仮置場候補地台帳（記載例）				
			作成日： 年 月 日	
1. 基本情報				
所在地（地番）		〇〇町■●〇ー〇		
施設名称等		〇〇センター		
土地所有者		富良野市長		
敷地面積		〇〇, 〇〇〇	m <sup>2</sup>	
2. 確認項目				
項目		条件	判定	
① 発 災 前 の 留 意 点	1	立地条件	河川敷ではない	○
	2	全面道路幅	全面道路幅は4 m以上ある	○
	3	所有者	公有地（市有地等）である	○
	4		地域住民との関係性が良好な土地である	○
	5		地権者の少ない土地である（民有地の場合）	○
	6	面積	面積が十分にある（二次仮置場は12ha以上が望ましい）	○
	7	周辺の土地利用	周辺が住宅地ではない	
	8		周辺が病院、福祉施設、学校等ではない	
	9		企業活動や農業等の住民の生業の妨げにならない場所である	○
	10	土地利用の規制	法律等により土地の利用が規制されていない	○
	11	土地の形状	起伏のない平坦地である	○
	12		変則形状の土地ではない	○
	13	土地の基盤整備の 状況	地盤が固い	○
	14		アスファルト敷きである	○
	15		暗渠排水管が存在していない	○
	16	設備	消火用の水を確保できる場所である	○
	17		電力を確保できる場所である	○
	18	被災考慮	各種災害（水害、土石流等）の被災エリアではない	○
	19	地域防災計画での 位置付け	地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない	
	20		道路計画の順位が高い	○
点数1（①発災前の留意点の○の数）			17	
② 発 災 後 の 留 意 点	21	仮置場の配置	仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する	
	22	被災地との距離	被災地の近くにある	
点数2（②発災後の留意点の○の数）				
合計（点数1と点数2の合計）				

資料4 応援要請様式（市から市）

富 ○ 第 号  
年 月 日

〇〇市長 様

富良野市長

〇〇災害による廃棄物処理について

時下、貴殿におかれましては益々ご清祥のことと拝察いたします。

さて、この度の〇〇月〇〇日の〇〇災害により、弊市の一般廃棄物処理施設である〇〇施設設備が被災し、保守業者からは約〇ヶ月以上の稼働が困難との報告がありました。

市民が生活する上で欠くことのできない廃棄物処理が滞りますと、本市は非常に不衛生な状態となり、疫病等が発生する懸念もあります。

つきましては、住民が衛生的にも清潔な環境で日常を送るためにも、貴市の施設で廃棄物処理をしていただきますよう、支援をお願いいたします。

担当課

市民生活部環境課 富良野 太郎

電話 0167 - 39 - 2308



応援要請様式（市から市 その2）

富 ○ 第 号  
年 月 日

〇〇市長 様

富良野市長  
(環境課)

(災害名称) で発生した災害廃棄物の収集等の支援について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、弊社では、(災害名称) により発生した大量の廃棄物について、地域の環境衛生の保全や便乗ごみを防ぐため早急に対応しなければなりません。

しかしながら、委託等の収集車は通常業務に加え災害ごみへの対応に追われている状況で、各仮置場の対応が思うように進まない状況です。

また、その処理も本市の一般廃棄物処理施設等で行っているところですが、通常の生活ごみの受入分の確保もあるため、施設の処理能力の限界に近づき、今回の災害廃棄物の受入に制限がかかっているところです。

このため、各方面からの支援を受けているところですが、廃棄物は増加の一途を続けており、今後の見通しが見えない状況となっております。

つきましては、下記のことについて、貴市の支援を仰ぎたく特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 支援していただく内容

- ① 貴市の一般廃棄物処理施設での処分
- ② 仮置場から貴市の一般廃棄物処理施設までの災害廃棄物の運搬

応援要請様式（市から道）

協 力 要 請 書

年 月 日

北海道知事 様  
（環境生活部環境局循環型社会推進課あて）

富良野市長  
（公印省略）

この度の〇〇災害において発生している災害廃棄物の処理等に関して、**公益社団 北海道産業資源循環協会**に協力を要請願います。

協 力 要 請 書

年 月 日

**公益社団 北海道産業資源循環協会**  
会長 様

北海道知事  
（環境生活部環境局循環型社会推進課）

被災市町村等から協力要請がありましたので、協力内容に沿った災害廃棄物の処理等について、協力を要請します。

市町村名（担当部局・電話・FAX・Eメール）	
協力内容	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> ガラス陶磁器くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	処理等の種類 <input type="checkbox"/> 廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処分 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	具体的な方法 <input type="checkbox"/> 撤去量（約 t） <input type="checkbox"/> 収集運搬量（約 t） <input type="checkbox"/> 中間処理量（ <input type="checkbox"/> 破碎（ t） <input type="checkbox"/> 焼却（ t） <input type="checkbox"/> その他（ t）） <input type="checkbox"/> 最終処分量（ t）
その他必要な事項	

応援要請様式（市から道 その2）

協 力 要 請 書

年 月 日

北海道知事 様  
 (環境生活部環境局循環型社会推進課あて)

富良野市長  
 (公印省略)

この度の〇〇災害において必要とする災害対応に関して、((※要請先を併記) 公益社団法人北海道産業資源循環協会、公益社団法人北海道浄化槽協会、一般社団法人北海道環境保全協会、北海道環境整備事業協同組合に協力を要請願います。

協 力 要 請 書

年 月 日

公益社団法人北海道産業資源循環協会会長  
 公益社団法人北海道浄化槽協会会長 様  
 一般社団法人北海道環境保全協会会長  
 北海道環境整備事業協同組合組合長

北海道知事  
 (環境生活部環境局循環型社会推進課)

被災市町村等から協力要請がありましたので、協力内容に沿った災害廃棄物の処理等について、協力を要請します。

市町村名 (担当部局・電話・FAX・Eメール)		
協 力 内 容	処理等の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処分 <input type="checkbox"/> 仮置場の管理 <input type="checkbox"/> 浄化槽の状況点検 <input type="checkbox"/> 浄化槽に関する住民相談 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの斡旋 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> ガ陶くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽汚泥 <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> 避難所等で排出される廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	量 等	<input type="checkbox"/> 収集・運搬量※ (約 t) <input type="checkbox"/> 処分量※ (約 t) <input type="checkbox"/> 仮置場の数※ ( 箇所) <input type="checkbox"/> 点検が必要な浄化槽数※ (約 基) <input type="checkbox"/> 必要な仮設トイレ数※ (約 基) ※空欄については、現在量は未定。今後調査。
その他必要な事項		

資料5 一般廃棄物処理市町村間協議様式

富 ○ 第 号  
年 月 日

〇〇市長 様

富良野市長 ㊟

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定に基づく通知について（通知）

表記の件について、下記のとおり通知します。

記

1. 処分の場所

- ① 〇〇市〇〇町 〇〇市〇〇清掃工場
- ② 〇〇市〇〇町 〇〇市リサイクル工場

2. 処分の受託者

〇〇市長 〇〇 〇〇 （株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇）

3. 一般廃棄物の種類及び数量並びに処分の方法

（災害名称）に伴い〇〇市内で発生した災害廃棄物〇〇トン

※ 内訳

廃棄物の種類	数量	処分方法
畳	〇〇トン	焼却
布団	〇〇トン	焼却
柱角材	〇〇トン	破碎、リサイクル

4. 運搬方法 廃棄物運搬車両（運搬経路等の詳細は別紙のとおり）

5. 処分開始年月日

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

担当課

市民生活部環境課 〇〇 〇〇

電話 (0167) 39 - 2308

## 別紙

### 廃棄物運搬経路

#### 1. 運搬契約先

運搬受託者 : 富良野地区〇〇  
住 所 : 富良野市〇〇  
担当者氏名 : 〇〇 〇〇  
連 絡 先 : 0 1 6 7 - 〇〇 - 〇〇〇〇

#### 2. 災害廃棄物保管施設（1）

保管施設名 : 富良野市リサイクルセンター  
住 所 : 富良野市山部西 20 線 21 番地  
担当者氏名 : リサイクルセンター所長 〇〇 〇〇  
連 絡 先 : 0 1 6 7 - 4 2 - 2 1 0 2

#### 災害廃棄物保管施設（2）

保管施設名 : 〇〇仮置場  
住 所 : 富良野市〇〇町  
担当者氏名 : 環境課長 〇〇 〇〇  
連 絡 先 : 0 1 6 7 - 3 9 - 2 3 0 8

#### 3. 運搬経路

上記保管場所 ⇒ 国道〇〇号線 ⇒ 道道〇〇号線 ⇒ 〇〇市道 ⇒ 〇〇清掃工場  
上記保管場所 ⇒ 国道〇〇号線 ⇒ 道道〇〇号線 ⇒ 〇〇リサイクル工場

#### 4. 運搬車両

深ダンプ車廃棄物収集運搬車両で運搬

#### 5. 運搬頻度

1日あたり〇〇トン

## 資料 6 収集運搬仕様書例

### 災害廃棄物収集運搬業務委託仕様書

#### (目的)

第 1 条 令和〇〇年〇〇月〇〇日からの（災害名称）により〇〇市（以下「市」という）で発生した災害廃棄物を被災地域のごみ集積所等から市が指定する仮置場まで運搬することを目的とする。

#### (総括事項)

第 2 条 本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、受託者の責任において準備しなければならない。

#### (委託業務の内容)

第 3 条 本委託業務の内容は次の各号による。

- (1) 委託業務名 〇〇災害廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務場所 被災地域（〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域）
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- (4) 契約の内容 単価契約とする。
- (5) 事業範囲 被災地域のごみ集積所等から仮置場までの災害廃棄物収集運搬業務

#### (ごみ集積所等)

第 4 条 収集対象となるごみ集積所等は次のとおり

- (1) ごみ集積場所 別紙指定場所のとおり
- (2) 仮置場
  - ① 〇〇仮置場 : 〇〇市〇〇町
  - ② 〇〇仮置場 : 〇〇市〇〇

#### (搬入方法)

第 5 条 仮置場の搬入方法は、仮置場担当員の指示に従い搬入すること。

#### (業務時の遵守事項)

第 6 条 本委託業務時は次の事項を遵守すること。

- (1) 積載物を飛散又は流出させないように措置を講じること。
- (2) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。
- (4) 保険の加入など、予想される事故等にあらかじめ備えること
- (5) 災害により道路の損壊や作業環境の悪化のおそれがあることから、作業の実施にあたり

っては、作業前に受託者担当者等の関係者と打合せを行うこと。

(報告書)

第7条 作業車両ごとに別記様式1を用いて、計量伝票を添付した日報を作成すること。

(その他)

第8条 本仕様書に記載されていない事項は、双方協議して決定すること。

別記様式 1 災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇	
会社名及び 作業員氏名	会社名： 作業者氏名： ： ：	
使用車両情報	車両ナンバー 車両車種	
作業区域		
搬入重量	搬入品目	搬入量
※計量伝票の写 し等を添付する こと	例 木くず ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	2,300 kg
特記事項		

車両ごとに記入・提出すること



## 資料7 仮置場設置・撤去業務仕様書例

### 災害廃棄物仮置場設置及び撤去等業務委託仕様書

#### 1. 業務概要

本業務は、〇〇災害に係る災害廃棄物仮置場の設置、設備等の維持管理及び撤去を目的とする。

〇〇災害で発生した災害廃棄物により、生活環境衛生上、臭気及び害虫等の発生が懸念されるため、早急に災害廃棄物を仮置場へ搬出するものとする。

本施設の持つべき機能は、仮置保管・展開分別・種別保管設備の機能を持たせ、搬出入が円滑に行えるように配慮し、本施設内においては、車両・重機械が自由に動けるよう計画するものとする。

#### 2. 履行期間

仮置場の履行期間は以下の予定とする。

- (1) 仮置場設置 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 使用期間（搬入・分別・搬出） 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 仮置場撤去 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3. 設置場所

仮置場の設置個所は以下のとおりとする。

- (1) 富良野市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐車場
- (2) 富良野市〇〇町〇〇番〇〇号 市所有地

#### 4. 業務主要項目

本業務の主要項目は以下のとおり。

- (1) 排水工 L=〇m
- (2) 大型土嚢堰堤 トンバック N=〇個（砂詰・設置撤去含む）
- (3) 半割VP管  $\phi$ 〇 L=〇m
- (4) 仮囲い 万能堀 H=〇m L=〇m
- (5) 敷鉄板 t=〇mm A=〇m<sup>2</sup>（敷き均し砂含む）
- (6) 沈砂池 遮水シート張 V=〇t
- (7) 濁水処理機運転 MAX〇t／日（凝集沈殿+ pH調整）

#### 5. 設備の保持すべき機能

本施設の機能は搬入受入れ、分別作業及び分類保管機能である。

被災地から搬入される廃棄物を速やかに搬入仮置きできる機能を有し、本施設内は鉄板敷設面であり、受入れ選別ヤードと選別後の種別仮置きヤード、搬出入用通路を確保するものとする。

また、搬出入に関しては一方通行とし、車両事故の防止に努めるものとする。

## 6. 路面保護

仮置場内は舗装（砂利）面であり、当該舗装は表層○cm、密粒度アスコンと下層路盤○cmの歩道路面であることから、保護する目的で、敷砂及び鉄板を敷設するものとする。

本施設内の前面を敷設することから、受入れ選別ヤード及び種別仮置搬出ヤードは、大型機械及び大型トラックの搬出入を伴うため、常に鉄板のズレや不等沈下などの点検を行い、安全を確保するものとする。

## 7. 土堰堤

外部からの水の侵入と、内部水の漏出を防ぐことを目的とし、降雨時には常に見回りを行い、漏水の防止に努めるものとする。

## 8. 暴風柵

粉じん対策は散水等を行うとともに、廃棄物の飛散や粉じんの拡散及び関係者以外の立ち入りを防ぐため、万能扉を設置するものとする。

また、風等による崩壊のないように打ち込み支柱等を用いて、強固な固定を行うものとする。

## 9. 排水設備

本施設内部の表流水は汚染している可能性があることから、ベンチフリュームを使用し、通水する水は地盤浸透を防ぐとともに、沈砂池へ導く構造とするものとする。

簡易に設置及び撤去が可能な設備とするため、掘削後直置きし、掘削残土は、大型土嚢の下部に置くことで、漏水対策とすることから、常に点検を行い、傾きや漏水に注視するものとする。

## 10. 沈砂池

沈砂池は $B \times H \times L$ を $\bigcirc \times \bigcirc \times \bigcirc = \bigcirc \text{m}^3$ を基準とし、素掘りの地山に、遮水シート（ $t = \bigcirc \text{mm}$ ）を貼付け、天端部分は土嚢等で、ズレ留めを行うものとする。

## 11. 濁水処理設備

濁水処理は、凝集沈殿及びpH調整を行える施設として、 $\bigcirc \text{t} / \text{日}$ が処理可能な設備を配置するものとする。

管理項目はSS・pHとし、SS=25 mg/L以下、pH=5.8~8.6程度とするものとする。

選別業務の着手前・終了時の2回の計測を行うとともに、異常時には監督員と協議するものとする。

#### 1 2. 撤去

施設のすべては、仮設物であることから、速やかな撤去を行うものとする。

#### 1 3. 電源

本業務に必要な電源については、受注者において完備するものとする。

#### 1 4. その他

上記以外の本業務に必要な設備については、発注者と協議の上、受注者において完備するものとする。

## 資料 8 災害廃棄物仮置場管理運営仕様書例

### 災害廃棄物仮置場管理運営及び収集運搬業務委託仕様書

#### 1. 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令に従い、災害廃棄物の仮置場の管理運営及び収集運搬を実施し、災害廃棄物を適正に処理することによって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 業務の履行場所

##### (1) ○○仮置場

住所 富良野市○○町

##### (2) ○○仮置場

住所 富良野市○○町 ○○駐車場

##### (3) ○○仮置場

住所 富良野市○○ 廃棄物処理施設敷地内

#### 3. 業務の実施時期

(1) 委託期間 令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで

(2) 業務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

(3) 業務休止日

① ○○月○○日～○○月○○日まで

② 甲が業務を休止する相当の理由があると認めた日

#### 4. 業務の内容

施工管理者を配置し、業務の総合的な把握及び円滑な実施に努めること。

##### (1) 仮置場の管理

ア 仮置場現場管理者を配置し、仮置場の管理に努めること。

イ 別表 1 災害廃棄物受入区分表に定める区分に従い、災害廃棄物を集積するための受入区画を整備し、管理すること。

ウ 円滑な災害廃棄物の搬入及び搬出の実施のため、仮置場内に設置している表示看板や案内看板類を管理するとともに、適宜、設置個所等を見直すこと。

##### (2) 災害廃棄物の搬入受入

ア 搬入受入日は月曜日～水曜日、金曜日及び土曜日とし、搬入受入時間は、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分までとすること。

イ 仮置場の出入口、通路が交差する箇所に交通誘導員又は作業員を配置し、車両、重機等の誘導等を実施し、出入口を含め場内外の安全を図ること。

ウ 仮置場出入口に配置された交通誘導員は搬入車両の搬入許可証及び災害廃棄物を確認し、場内に配置された作業員は災害廃棄物の受入区画まで搬入車両を誘導すること。

エ スレートの破損防止のため、作業員はスレートの荷卸し作業の補助をすること。

オ 別表1 災害廃棄物受入区分表に記載がない災害廃棄物(有害ごみ等)が搬入されたときは、仮置場で受入れず、甲が指定する通常の排出方法を案内すること。

カ 土のう袋等により内容物が確認できない状態で搬入されたときは、破袋のうえ受入れが可能な災害廃棄物であることを確認すること。

### (3) 仮置場の運営

ア 周辺環境に配慮し、散水等により廃棄物の飛散、粉塵の発生を抑える措置を講じること。

イ 災害廃棄物が各受入区画内に収まるようにするため、重機等を使用し、集積整理作業を実施すること。なお、可燃性廃棄物、木くず等の集積に当たっては、高さ5m(畳については2m)以上積上げないようにすること。

### (4) 災害廃棄物の搬出

ア 仮置場の出入口、通路が交差する箇所等に交通指導員又は作業員を配置し、車両、重機等の誘導等を行い、出入口を含め場内外の安全を図ること。

イ スレートは破損しないように搬出すること。

### (5) 災害廃棄物の収集運搬

ア 収集運搬の事業の範囲を証するものとして、監督官庁の許可証の写しを甲に提出すること。また、許可事項に変更があったときは、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

イ 災害廃棄物は、別表2 災害廃棄物処分場一覧表に記載のある処分場に運搬すること。

ウ 災害廃棄物の収集運搬に当たっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の関係法令を遵守し、過積載等の違法運行及び積載物の転落又は飛散の防止に必要な措置を講じること。

### (6) 業務従事者、重機等の配置

ア (1)から(5)の業務に使用する業務従事者、重機、車両等は、別表3 業務従事者、重機、車両等一覧表のとおり。なお、数量に関しては、甲と協議をし、その承認後に配置すること。

イ 災害廃棄物の搬入量の大幅な変動等により、(1)から(5)の業務に使用する業務従事者、重機、車両等の数量の変更が必要となったとき、又は見込まれるときは、速やかに甲と協議をし、その承認後に数量を変更すること。

### (7) 業務従事者の安全管理

安全対策のため、業務従事者にはヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、安全靴、長袖の作業服を着用させること。

## 5. 業務の再委託

(1) 乙は、別表4 再委託先一覧表に記載のある者に災害廃棄物の分別、積込み又は運搬を再委託するものとする。

(2) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)

第1条の7の6に規定する再委託に係る基準を遵守するとともに、災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再委託を受ける者に対する必要かつ適切な監督を実施すること。

#### 6. 業務報告及び緊急連絡

- (1) 速やかに緊急連絡先を含む安全管理体制図を作成し、提出すること。変更があった場合も速やかに変更を反映したものを提出すること。
- (2) 本業務に係る業務従事者、重機、車両等の稼働状況を記載した日報を作成し、月ごとに集計して報告すること。なお、日報は業務休止日を除き毎日作成し、保存すること。
- (3) 業務日ごとに業務従事者、重機、車両等の稼働状況を確認することができる写真を撮影のうえ管理し、月ごとに報告すること。
- (4) 業務完了報告書の様式は甲と協議のうえ決定すること。
- (5) 業務完了報告書は、担当課に提出すること。
- (6) 必要に応じて、仮置場の状況や関係書類等について随時問い合わせ、又は乙の関係施設に立ち入り関係書類等进行检查し報告を求めため、誠実に対応すること。
- (7) 事故など緊急事態が発生したときは、直ちに甲へ連絡すること。

別表 1

災害廃棄物受入区分表

番号	災害廃棄物の種類	災害廃棄物の例示
1	金属くず	鉄筋、金属製トタン
2	処理困難物	スプリングマットレス、廃タイヤ 消火器、液入りバッテリー
3	木くず	柱、角材、家具建具等
4	コンクリートがら	
5	家電製品	家電リサイクル法対象品
6	粗大ごみ	5 番以外の家電製品、畳、ソファ等
7	可燃物	
8	不燃物	
9	ガラス・陶磁器	ガラスくず、陶器類
10	スレート	
11	瓦礫	解体工事により発生する残さ
12	土砂（廃棄物混入）	混合土砂（廃棄物を含む）

別表 2

災害廃棄物処分場一覧表

名 称	施設所在地
富良野市リサイクルセンター	富良野市山部西 2 0 線 2 1 番地

別表 3

項 目	主な業務内容、使用目的
施工管理者	業務の全体管理、甲との連絡調整
仮置場現場管理者	仮置場の全体管理
交通誘導員	搬入許可証の確認、車両、重機等の誘導等
作業員	災害廃棄物の選別、車両、重機等の誘導等
バックホウ及びオペレータ	災害廃棄物の搬入搬出、管理等

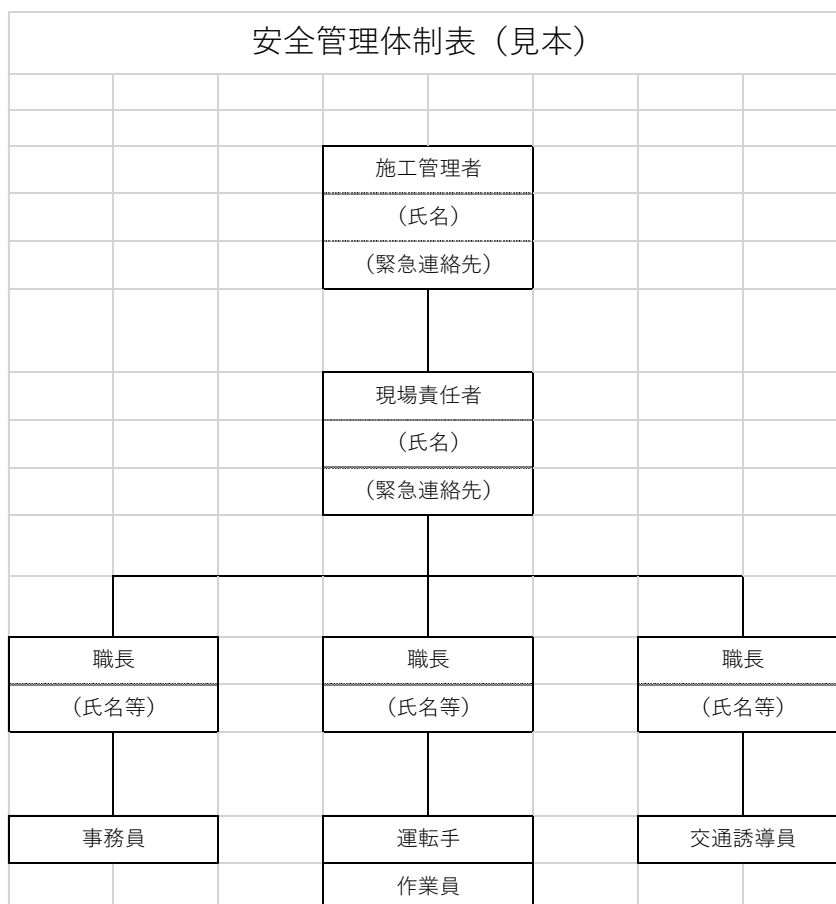
深ボディダンプ及び運転手	災害廃棄物の搬出
土砂ダンプ及び運転手	災害廃棄物の搬出
散水車（4 t）及び運転手	災害廃棄物、通路等からの粉塵等の飛散防止
ユニットハウス	仮置場現場管理者、作業員等の休憩
フレキシブルコンテナバック	災害廃棄物の保管

別表4

再委託先一覧表

名 称	所在地	再委託内容

参考





災害廃棄物管理運営及び収集運搬業務委託 作業月報報告書						
					受託者	
報告月	〇〇月分					
業務名	〇〇地区 仮置場 運営管理業務					
日	曜日	現場管理者	業務時間		稼働時間	備考
		富良野 太郎	〇:〇〇	~ 〇〇:〇〇	〇:〇〇	
合計						





見積書例

災害廃棄物仮置場管理運営及び収集運搬業務委託 単価見積表

1. 業務従事者（税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	施工管理者		日
2	仮置場現場管理者		日
3	作業員		日
4	交通誘導員		日

※単価には交通費を含む

2. 重機（税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	バックホウ（0.1 m <sup>3</sup> ～0.2 m <sup>3</sup> ）		日
2	バックホウ（0.25 m <sup>3</sup> ）		日
3	バックホウ（0.45 m <sup>3</sup> ）		日
4	バックホウ（0.7 m <sup>3</sup> ）		日
5	バックホウ（0.25 m <sup>3</sup> ・往復配管付）		日
6	バックホウ（0.45 m <sup>3</sup> ・往復配管付）		日
7	バックホウ（0.7 m <sup>3</sup> ・往復配管付）		日
8	散水車（4 t・運転手1名）		日

※単価には燃料費を含み、バックホウはオペレータ付とする。

※バックホウの単価にはバックホウに装着する特殊アタッチメントに要する費用を含む

3. 収集運搬車両（税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	深ボディダンプ（2 t）		日
2	深ボディダンプ（4 t）		日
3	深ボディダンプ（10 t）		日
4	深ボディダンプロング（2 t）		日
5	特殊ボディダンプ（30 m <sup>3</sup> ）		日
6	特殊ボディダンプ（40 m <sup>3</sup> ）		日
7	特殊ボディダンプ（50 m <sup>3</sup> ）		日
8	土砂ダンプ（2 t）		日
9	土砂ダンプ（4 t）		日
10	土砂ダンプ（10 t）		日

※単価には燃料費を含み、運転手1名付とする。

※単価は、運搬距離〇〇km以上〇〇km未満に適用するものとする。

※運搬距離〇〇km未満の単価は、単価に2分の1を乗じた額とし、運搬距離30km以上の単価は、単価に5kmを超過するごとに〇,〇〇〇円を加えた額とする。

#### 4. 収集運搬車両（常用・税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	深ボディダンプ（2 t）		日
2	深ボディダンプ（4 t）		日
3	深ボディダンプ（10 t）		日
4	深ボディダンプロング（2 t）		日
5	特殊ボディダンプ（30 m <sup>3</sup> ）		日
6	特殊ボディダンプ（40 m <sup>3</sup> ）		日
7	土砂ダンプ（2 t）		日
8	土砂ダンプ（4 t）		日
9	土砂ダンプ（10 t）		日

※単価には燃料費を含み、運転手1名付とする。

#### 5. 重機運搬（税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	バックホウ（0.1 m <sup>3</sup> ～0.2 m <sup>3</sup> ）		回
2	バックホウ（0.25 m <sup>3</sup> ）		回
3	バックホウ（0.45 m <sup>3</sup> ）		回
4	バックホウ（0.7 m <sup>3</sup> ）		回

※単価には、燃料費を含む

#### 6. その他（税別単価）

番号	項目	単価	単位
1	フレキシブルコンテナバック		袋
2	ユニットハウス（4坪）		月
3	ユニットハウス（5.6坪）		月

## 資料9 災害廃棄物処分委託契約書例（市から産廃業者等）

### 一般廃棄物（災害廃棄物）処分業務委託契約書例

富良野市長〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の指定場所から排出される（災害名称）により発生した一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処分業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、災害廃棄物の処分業務（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（乙の事業の範囲）

第2条 乙は、この契約締結後遅滞なく、災害廃棄物の処分に係る事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付するものとする。災害廃棄物の処分に係る事業の範囲を変更したときも、同様とする。

（委託する災害廃棄物の種類及び搬入）

第3条 第1条の規定により甲が乙に業務を委託する災害廃棄物の種類は、次のとおりとする。

### ※実情に応じて、追加、削除すること

- (1) 木くず（風倒木）、流木、剪定
- (2) 木くず（家具類、家屋解体物）
- (3) 木くず（ばっ根）
- (4) 混合物（可燃性）
- (5) ガラス及び陶磁器くず、がれき類（管理型物）
- (6) 管理型（混合物）
- (7) 廃プラスチック類（リサイクル不可）
- (8) 石膏ボード（非飛散性、確認不可）
- (9) スレート（非飛散性、確認不可）
- (10) サイディング（非飛散性、確認不可）
- (11) ラス付ルーフィング
- (12) 木毛板
- (13) 発泡剤（スタイロ材）
- (14) 断熱材（管理型処分場に直接入れるもの）

2 前項の災害廃棄物は、甲から災害廃棄物の収集運搬を委託された者（甲から災害廃棄

物の収集運搬業務を委託された者が再委託した者を含む)が乙の事業場に搬入するものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の適正な処理のため、次に掲げる事項をあらかじめ乙に通知しなければならない。

- (1) 災害廃棄物の発生工程
- (2) 災害廃棄物の性状(成分、有害物質の有無、形状、臭気)
- (3) 災害廃棄物の荷姿

(契約単価)

第5条 契約単価は、別紙単価表のとおりとする。

(委託期間)

第6条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の文書による承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は業務の実施にあたり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りではない。

(検証)

第10条 乙は、当該月において業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、第1項の規定による業務完了報告書を受領したときは、その書類を受領したときは、その書類を受領した日から10日を経過する日までに検査を完了しなければならない。

(委託料の支払い)

第11条 業務委託料(以下「委託料」という。)は、当該月の実績数量に契約単価を乗じ

て得た額を合計した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

- 2 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、遅滞なく前項に規定する金額を請求金額とする支払請求書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の支払請求書が適正であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに当該月の委託料を乙に支払わなければならない。

#### （履行遅滞等）

第12条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲に対し、その理由を附した書面により、委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議の上書面をもって定めるものとする。

- 2 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、委託料の額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じ、計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第11条第3項の委託料の支払が遅れたときは、乙は当該未払金額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じ、計算して得た額の遅延利息の支払いを、甲に対して請求することができる。

#### （甲の解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、委託期間内に又は委託期間後相当の期間内に、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
  - (3) 第16条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。
- 2 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

#### （無催告での契約解除）

第14条 乙が次の記載事項のいずれか1つにでも該当した場合には、甲の通知のみでこの契約を解除できるものとし、前条第2項について同様に適用する。

- (1) 財産の差し押さえ、保全処分、強制執行、破産、会社整理、民事再生、会社更生手続きの申し立てまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (2) 手形または小切手の不渡り処分
- (3) その他信用を著しく失墜したと認められる事由



(契約解除による清算)

第15条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、前条各号及び第14条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の内容を変更したため、委託料の額が、3分の2以上減少したとき。
  - (2) 委託業務の一時中止の期間が、委託期間の2分の1に相当する日数(委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過してもなおその中止が解除されないとき。
  - (3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(契約変更協議)

第18条 労務単価及び光熱水費等の価格が著しく高騰したと認められる場合は、甲乙が契約変更の協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長

〇〇市

乙 株式会社〇〇

代表取締役

別紙

単価表

番号	項目	単価	単位
1	木くず（風倒木）、流木、剪定		トン
2	木くず（家具類、家屋解体物）		トン
3	木くず（ばっ根）		トン
4	混合物（可燃性）		トン
5	ガラス及び陶磁器くず、がれき類（管理型物）		トン
6	管理型（混合物）		トン
7	廃プラスチック類（リサイクル不可）		トン
8	石膏ボード（非飛散性、確認不可）		トン
9	スレート（非飛散性、確認不可）		トン
10	サイディング（非飛散性、確認不可）		トン
11	ラス付ルーフィング		トン
12	木毛板		トン
13	発泡材（スタイロ材）		トン
14	断熱材（管理型処分場に直接入れるもの）		トン

※ 単価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。

単価表は、実情に応じて項目の追加、削除を行なうこと。

（例 家電リサイクル法対象品や処理困難物等の追加）

## 資料 10 随意契約理由書例

### 1. 一者随意契約

#### 一者随意契約理由書

業務名：

理由： ○○災害発生後、被災した住宅等から災害廃棄物が大量に発生することが予想される。発生する災害廃棄物は、道路の通行の支障、廃棄物の腐敗等による悪臭など衛生上の問題などを発生させるおそれがあるため、発生後ただちに収集・運搬し、仮置場及び処理施設へ搬出する必要がある。

●●社とは、「【協定書名称】協定」を締結しており、「被災地域の実情・一般廃棄物の処理」を熟知していることから、協定書に基づき一者随意契約とするものである。

### 2. 指名競争入札

#### 業者選定理由書

業務名：

理由： ○○災害発生後、被災した住宅等から災害廃棄物が大量に発生することが予想され、衛生上の問題などを発生させるおそれがあるため、早急に集積された廃棄物を運搬し、処理施設に搬出する必要がある。

災害廃棄物の処理にあたり、富良野市の一般廃棄物（収集運搬・処分）業の許可をもつ業者は限られている。

以上の理由により、三者による指名競争入札とする。

資料 1 1 思い出の品・貴重品の取得記録簿

拾得物件一覧							
番号	物件の種類及び特徴	現金の有無			拾得日時	習得場所	備考
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					
		1,000円以上					
		あり	・	なし			
		1,000円未満					

## 資料1 2 住民、ボランティア向け、仮置場周知チラシ例

住民・ボランティアの皆様へ

# 災害で出た家庭ごみの出し方 仮置場での分別について

## 1. 片付け（災害）ごみの出し方

被災家屋から出る多様なごみは、できるだけ分別をしてから、仮置場等への搬入をお願いします。また、災害のごみの中には、アスベストやガスボンベ、蛍光灯などの危険なものがありますので、十分に注意してください。

※片付けごみ分別方法※

① 固形燃料ごみ（プラスチック、布、小さな木製品など）

※金属、石などの不適物やライター、リチウム電池などの危険物は入れないこと

② 板・木製品、③ ふとん、④ たたみ

⑤ 陶磁器・ガラス、⑥ 金属、⑦ ホース類、⑧ ソファ、ベッド

⑨ ブロック、コンクリートがら、砂利

⑩ 電気製品（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、パソコン、小型家電等）

⑪ タイヤ、⑫ ガスボンベやバッテリー等の危険なごみ

※冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、中身がない状態で持ち込みください。（中身があるものは受入れしません）

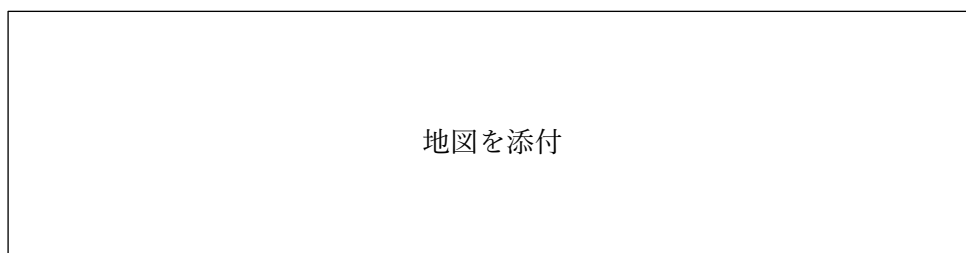
※生ごみや日常の家庭ごみは、通常の分別ごみとして決められたステーション等に通常排出してください。（仮置場では受入れしません。）

## 2. 仮置場での注意点（仮置場場所は裏面）

仮置場では、決められた場所に分別した片付けごみをおくこと

### ■ 仮置場の場所 ■

(1) ○○仮置場・・・○○町○—○ ○○センター



(2) ○○仮置場・・・山部西 20 線 21 番地 富良野市リサイクルセンター



※上記場所の受入れ時間は午前 9 時から午後 4 時です。

## 3. 仮置場での服装

片付けごみの荷卸しは排出者が行っていただくため、怪我に気を付けていただくと共に、以下の服装を着用し、作業を行ってください。（仮置場では用意しておりません）

- ① ヘルメット、② ゴーグル、③ マスク、④ 長袖の上着
- ⑤ 軍手、⑥ 長ズボン、⑦ 安全長靴

## ボランティアに行く前にお読みください！

### 1) ボランティア活動の心構え

依頼者の気持ちを尊重してください。相手によって望んでいる事は違います。

自分に合わせて活動するのではなく、相手に合わせて無理強いしないように活動してください。

### 2) 活動する時の注意

#### ●依頼者のお宅や避難所に到着したら

「ボランティアセンターから来ました」と伝え、作業内容の確認をしてください。

作業中のケガや判断に困った時はボランティアセンターに問い合わせてください。

- ・安全に活動するためにも適度に休憩しましょう。
- ・建物内で裸足が危険と思われる所は、土足で大丈夫か確認してください。
- ・謝礼は受け取らないでください。(お茶やジュースであれば気持ちよく頂きましょう)
- ・危険な作業、企業の営利行為、政治的・宗教活動への手伝いは断ってください。
- ・片付けの時は「必要なもの」か「ごみ」なのかを依頼者に確認してください。
- ・ごみは決められたルールに従って分別をしてください。
- ・ごみ収集の作業員を引き留める等、作業を遅らせる行為は控えてください。
- ・被災地でのカメラ撮影等は控えてください。
- ・マスコミ等からの取材に対しては、不確実な情報は流さないでください。(被災地での混乱原因になります)



## 片付け（災害）ごみ住民向け、周知放送原稿例

片付けごみ仮置場のお知らせです。

○月○日から、片付けごみ仮置場を○○町○—○ ○○センターと、山部西 20 線 21 番地 富良野市リサイクルセンターに設置しました。受入れ時間は午前 9 時から午後 4 時までです。

片付けごみは、決められた分別を守り、仮置場内では係員の指示に従って荷卸し作業を行ってください。

また、仮置場内外は大変込み合うことが予想されますので、時間に余裕をもってお越しくくださるよう、よろしくお願いいたします。

災害対策本部から、災害で発生した「片付けごみ」の仮置場についてお知らせします。

○月○日から受入れしておりました○○仮置場ですが、満杯となりましたので、仮置場の変更があります。

これからは、○○地区に設置しました仮置場をご利用ください。

○○地区に設置した仮置場の受入れ時間は午前 9 時から午後 4 時までです。

運搬距離が長くなり皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 資料13 トイレ対策チェックシート

#### 避難所トイレの確保

- ・ 避難所のトイレが使えるか使えないかの確認を早期に行う
- ・ 使用できない場合は、別途トイレを確保する必要がある

トイレ対策チェックシート ①			
【トイレ確認のチェック項目】※あてはまる方にチェック			
トイレの室内が安全か（落下物等の確認）		<input type="checkbox"/> 危険	
<input type="checkbox"/> 安全		<input type="checkbox"/> 不可	
便器は使用可能な状態か（破損はないか）		<input type="checkbox"/> 不可	
<input type="checkbox"/> 可能		<input type="checkbox"/> 流れない	
水が出るか・下水が流れるか		<input type="checkbox"/> 出ない・流れる	
<input type="checkbox"/> 出る・流れる		<input type="checkbox"/> 不可	
水の確保が可能か（地下水や河川の水など）		<input type="checkbox"/> 可能	
施設のトイレを使用		シート③へ	
トイレの用水を確保して 施設のトイレを使用		シート③へ	
シート④へ		シート②へ	
・トイレがすぐに確保できない時は、備蓄の「携帯型トイレ」を活用する			

## トイレ対策チェックシート ②

### トイレの用水を確保

○断水中であっても施設のトイレや便器に被害がなく、建物内下水道管、下水道施設が詰まっていない場合は、用水を確保することで使用が可能となる。下水道管の状況については、管理者等に確認する必要がある。

○断水中は下水道管や浄化槽の水量が不足し、詰まりやすくなっているので注意する。

○下水道が使用不可の場合はチェックシート③へ

「プールの貯留水」や「河川の水」をポリバケツなどに貯めて、トイレの流し用水として利用

トイレの流し用水は、衛生上手洗いなどに活用できないので、張り紙等で周知

使用済みトイレットペーパーを捨てるごみ箱を用意  
 ※用水で流すと、下水道や浄化槽がトイレットペーパーで詰まるおそれがあるので、使用したペーパーは流さず設置されている箱等に捨てるよう周知する。  
 ※臭気対策として、芳香剤や段ボールでフタをするなどの工夫する。

消毒液などを確保し、衛生面に配慮  
 ※手洗い用の水が確保できない場合、最初は、施設の消毒液などを借りて活用する。  
 ※ペットボトルなどを備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先とし、節水して活用する。

使用できるトイレは、使用方法を紙に書き、張り出すなど十分に周知して使用開始  
 ※トイレが確保できたら、ルールを決めて衛生的に運用開始する。

#### 【水の使用判断例】

- |   |           |                              |
|---|-----------|------------------------------|
| ● | 飲料用 (PET) | 貴重品となり得るため、風呂・洗濯・トイレ用には使用しない |
| ● | 受水槽・給水車   | 飲料・調理用を優先とし、余裕があれば他に使用する     |
| ● | 浄水器       | 主に手洗い、洗顔、食器洗い用とする            |
| ● | プール、河川    | トイレ用を優先し、他には極力使用しない          |

※この他、井戸水も活用できるが、使用用途は保健所の水質検査により異なるので注意すること

### トイレ対策チェックシート ③

#### 災害用トイレを設置

○ 施設のトイレが使用できない場合は、災害用トイレを設置

組み立てる前に、施設の利用計画などを参考に設置場所を決定  
 ※ 組み立ててからの移動はできない。  
 ※ 居住スペースに臭いが流れない場所に設置する。

災害用トイレを、組み立てる。  
 ※ 和式、洋式がある。  
 ※ 設置には大人4～5名は必要なので、避難者の協力を得る。

トイレは男女用に分け、障害者、高齢者、子どもが洋式を優先して使用できるようにする。  
 ※ 取り急ぎ必要な場合は、洋式から組み立てて対応する。

トイレットペーパーや芳香剤等を備え付ける。不足する場合は、施設のトイレから借りる。  
 ※ 避難所への物資支援が始まった後は、市の災害対策本部等に必要な数量の確保を要請する。

消毒液を確保するなど、衛生面にも配慮  
 ※ 手洗い用の水が確保できない場合、消毒液などで代用する。  
 ※ ペットボトルなど備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先し、避難者数を考慮して余裕がある場合は、節水して活用する。

トイレの場所や使用方法を十分に周知して使用開始  
 ※ トイレを確保できたら、ルールを決めて衛生的に使用する。

## トイレ対策チェックシート ④

### 災害用トイレの運用

○ トイレの確保ができた後は、以下の要領で運用

#### 1. トイレの運用について

トイレの使用に関するルールを作成し、避難者に周知  
※ 多くの方が利用されるため、ルールを決めて衛生的に使用する。

掃除当番を決めるなどし、避難者が協力してトイレの衛生を保つ  
※ 感染症などを防ぐ観点からも、トイレの衛生を保つ。  
※ グループ単位で当番を決めるなど、特定の人の負担にならないように配慮

感染症などを防ぐためにも、手洗いを励行する。  
※ 手洗い用の水がない場合は、給水車による給水などで確保又は、施設にある消毒液などを活用する。

#### 2. トイレの流し用水をプールの水等で確保している場合

水の確保については、当番を決めるなどし、避難者が協力して行う  
※ 水の運搬作業などの重労働を1日に複数回行う場合もあるため、避難者が協力して実施することが求められる。

衛生面から、使用済みトイレットペーパーはこまめに処理する。

#### 3. 組立トイレ、仮設トイレを使用している場合

排泄物の汲み取りは市の災害対策本部等に連絡し、こまめに実施

必要に応じて災害用トイレの増設を市の対策本部等に要請  
※ 災害対策本部へ施設の状況を報告し、災害用トイレの確保について要請

トイレ使用ルール 例  
(既設トイレを使用し、用水を使い流す場合)

トイレ使用ルールについて

1. トイレットペーパーを使用した場合は、下水道や浄化槽が詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのダンボール等の「ごみ箱」に捨ててください。  
※捨てたあとは、悪臭防止のため必ずフタをしてください。
2. トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
3. 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
4. ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。  
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。  
大勢が使用する水ですので、節水に心がけましょう。
5. 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員による当番で行います。  
グループごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。  
水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちが協力して水汲みを行いましょう。

トイレ使用ルール 例  
(災害用トイレ(組立トイレ等)を使用する場合)

トイレ使用ルールについて

1. トイレを使用する際は、中に人がいないか「ノックや一声かける」などの確認をしましょう。
2. 使用前に、使用していることが分かるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
3. 和式のトイレの上板(便器にまたがる部分)は、2人以上が乗って使用しないでください。

(以下、既設トイレの便器を封鎖して使用する場合は追加)  
介護が必要な方は、洋式のトイレを使用してください。

4. 汲み取りを行う業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が管理者等に報告してください。
5. 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

(コンポスト式トイレの場合は追加)

6. 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物を「ならして」ください。

資料 1 4 し尿等処理に係る相互支援協定書

## し尿等処理に係る相互支援協定書

令和 3 年 4 月

南宗谷衛生施設組合・西天北五町衛生施設組合・大雪浄化組合・富  
良野広域連合・名寄地区衛生施設事務組合



## し尿等処理に係る相互支援協定書

南宗谷衛生施設組合、西天北五町衛生施設組合、大雪浄化組合、富良野広域連合、名寄地区衛生施設事務組合（以下「協定団体」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に係る相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体のし尿等の処理における相互支援を図るとともに、処理施設の使用に関する必要事項を定め、自然災害時及び施設事故時（以下「災害時等」という。）におけるし尿等の円滑な処理を広域的に行うことを目的とする。

（対象となる災害時等）

第2条 相互支援による処理施設の使用の対象となる災害時等は、次のとおりとする。

- （1） 暴風雨、洪水、地震、津波等の災害により処理施設が被災し、し尿等の適正な処理が困難となったとき。
- （2） 処理施設の事故、故障等による緊急かつやむを得ない事由により、し尿等の適正な処理が困難となったとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、し尿等の適正な処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（処理施設）

第3条 協定団体における施設とは、し尿処理施設をいう。

（支援要請の方法等）

第4条 災害時等において支援要請をしようとする協定団体（以下「支援要請団体」という。）は、次の事項を明らかにして処理が可能な協定団体に対して取り急ぎ電話等により要請するものとする。

- （1） 処理施設の被災、事故、故障等の状況又はし尿等の適正な処理が困難である特別な事情
- （2） 支援を必要とするし尿等の量
- （3） その他支援の実施を検討するために必要な事項

2 正式な支援要請は、電話等により要請を行った後、速やかに支援要請書（別記様式1）をFAX又はメールにより提出するものとする。

3 支援業務が終了した後は、支援要請実施報告書（別記様式2）を提出するものとする。

4 支援の要請を受けた協定団体（以下「支援団体」という。）は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断する。

(支援に要する経費)

第5条 支援に要する経費は、支援団体が次により算出した処理手数料に受入量を乗じて得た額(円未満切捨て)により支援要請団体が負担するものとする。

$$\frac{\text{受入時における支援団体のし尿等処理に要する維持管理費の当初予算額(児童手当を除く)}}{\text{支援年度当初の支援団体を構成する市町村のし尿等受入見込量}} \times \text{消費税} = \text{1リットル当たりの処理手数料}$$

※小数第3位以下切捨て

2 前項の受入量に応じた処理手数料は、支援団体が当月分を末日締めにより納付書を発行し、支援要請団体が翌月末日までに支払うものとし、当該年度の決算による精算は行わないものとする。

3 支援要請を受けたことにより、第1項の処理手数料以外に生じた経費については、双方協議の上、その都度決定するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用に資するため、協定団体は、し尿処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

(定めのない事項等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協定団体のいずれからもこの協定を解除する旨の申出がないときは、更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、各団体記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

南宗谷衛生施設組合 組合長 菅原 信男  
西天北五町衛生施設組合 組合長 野々村 仁  
大雪浄化組合 組合長 村中 一徳  
富良野広域連合 広域連合長 北 猛俊  
名寄地区衛生施設事務組合 管理者 加藤 剛士

別記様式 1

第 号  
年 月 日

(支援団体・長名) 様

(支援要請団体・長名)

支 援 要 請 書

下記により、支援を要請します。

記

1 連絡先

団 体 名			
担当者所属職氏名			
電 話 番 号		F A X	
メールアドレス			
備 考			

2 災害・事故等の状況（分かる範囲で記載）

災害・事故等の種類	
発 生 日 時	
被災・事故状況	
備 考	

3 支援要請内容（分かる範囲で記載）

	種 類	項 目	内 容 ( 見 込 )
し尿及び浄化槽汚泥	仮設トイレ	件 数	件
		運搬量	㌧
	生し尿及び簡易水洗	件 数	件
		運搬量	㌧
	単独浄化槽及び合併浄化槽	件 数	件
		運搬量	㌧
件 数 合 計			件
運 搬 量 合 計			㌧
運 搬 業 者 名			
支 援 要 請 期 間 ( 見 込 )			年 月 日～ 年 月 日

別記様式 2

第 号  
年 月 日

(支援団体・長名) 様

(支援要請団体・長名)

支 援 要 請 実 績 報 告 書

下記により、報告します。

記

1 報告者

団 体 名			
担当者所属職氏名			
電 話 番 号		F A X	
メールアドレス			
備 考			

2 災害・事故等の状況

災害・事故等の種類	
発 生 日 時	
被災・事故状況	
備 考	

3 支援要請実施内容 別紙のとおり

以 上

(別紙)

運搬日： 年 月 日

	種 類	項 目	内 容	
し尿及び浄化槽汚泥	仮設トイレ	件 数	件	
		運搬量	リットル	
	生し尿及び簡易水洗	件 数	件	
		運搬量	リットル	
	単独浄化槽及び合併浄化槽	件 数	件	
		運搬量	リットル	
件数合計		件		
運搬量合計		リットル		
運搬台数		台		
業 者 内 訳				
業 者 名	台 数	件 数	運 搬 量	
	台	件	リットル	
	台	件	リットル	
	台	件	リットル	
	台	件	リットル	

上記のとおり受け入れたことを確認しました。

年 月 日

支援団体名

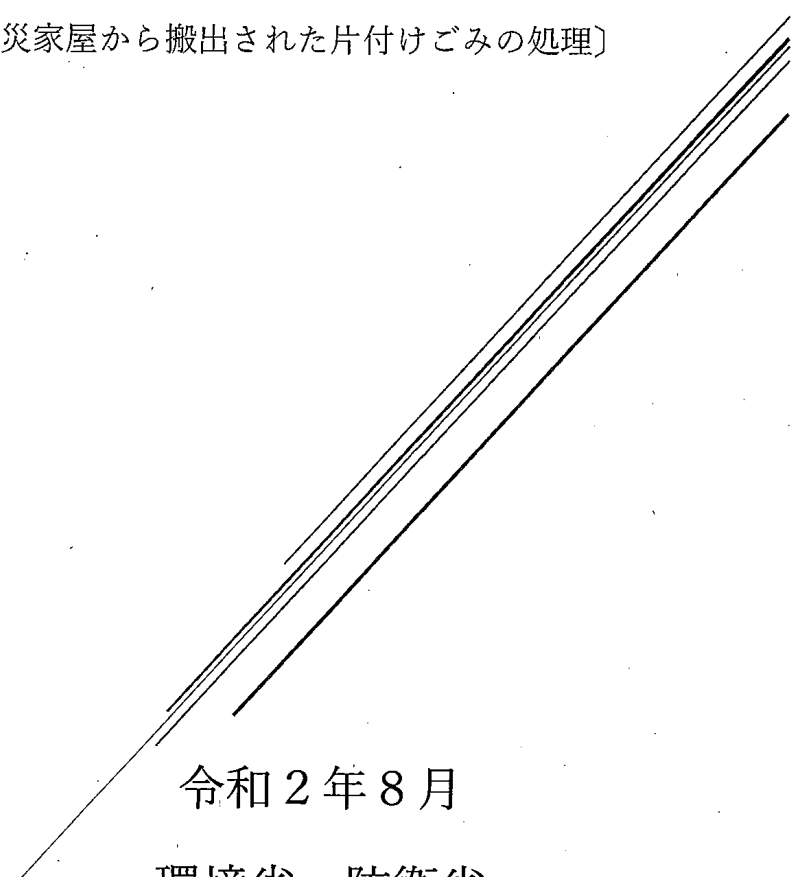
受入施設名

確認者氏名



# 災害廃棄物の撤去等に係る 連携対応マニュアル

〔被災家屋から搬出された片付けごみの処理〕



令和2年8月  
環境省・防衛省

## 目 次

1	連携対応マニュアル作成の目的	1
2	用語の定義	1
3	基本事項	2
4	関係機関の役割分担・連携	4
5	平時の取組等	7
6	発災時の対応	9
7	自衛隊の活動終了に伴う対応	12

## 1 連携マニュアル作成の目的

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風19号)、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し市町村や民間事業者のみでは、収集運搬体制が十分に構築できず、路上に災害廃棄物が堆積した被災自治体があった。このため、被災自治体が応援自治体や民間事業者の支援を受け収集運搬体制を構築したほか、環境省と自衛隊やボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

今般、環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画(令和2年5月)に基づき、環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組等、発災時の対応を整理した連携対応マニュアルを作成し、関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう態勢を整備する。

なお、本マニュアルの使用に当たっては、記載事項に固執することなく、現場の状況に合わせて柔軟に対応することに留意するものとする。また、本マニュアルの記述は必要に応じ見直すこととする。

## 2 用語の定義

- (1) 生活圏:大量に搬出された災害廃棄物により、住民の日常生活に支障をきたし、衛生面の観点から健康に害を及ぼすおそれがあり、すみやかに災害廃棄物を撤去する必要がある区域
- (2) 一次仮置場:市町村等が管理していて、その後の処理フローも踏まえた災害廃棄物の分別管理がされている仮置場
- (3) 二次仮置場:市町村等が管理していて、災害廃棄物を破砕・選別するための仮設処理施設が設置され、より細かく分別を行う仮置場
- (4) 一次集積場
  - ア 未管理集積所:自治会等による管理ができていない場所で、廃棄物の分別等がなく住民が家屋の片付けごみ等を集積している近隣の空き地や路上、公園等
  - イ 管理集積所:自治会等による管理ができていて、ある程度の分別や搬入ルールが定められている空き地や自治会の集会所、公園等
- (5) 焼却施設:主に可燃物を焼却処理する施設
- (6) 最終処分場:焼却処理後の残渣及び不燃物を埋め立てる施設
- (7) 再資源化:木くず、金属くず、コンクリートくず等のうち再生利用可能な廃棄物を再生利用すること。
- (8) 地域ブロック協議会:環境省地方環境事務所が事務局で、各地域ブロック内の都道府県や主要な市町村、廃棄物処理関係団体、専門



家、関係省庁が参画している、地域ブロックにおける災害廃棄物対策に係る連携強化を目的とした協議会

(9) D. Waste-Net：災害廃棄物処理支援ネットワーク。環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体で構成された組織

(10) 環境省現地支援チーム：環境省本省職員、地方環境事務所職員や、D. Waste-Net 等により構成され、現地支援業務を実施するチーム（災害の状況に応じて臨機応変に構成される）。

### 3 基本事項

#### (1) 災害廃棄物に係る基本事項

災害廃棄物とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村がその処理を実施する一般廃棄物である。災害廃棄物には、図1のように可燃系混合物や廃家電等、様々な種類の廃棄物があり、発災時には被災家屋の片付け等により一度に大量に発生する。生活環境の保全・公衆衛生を確保するためには、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理をすることが非常に重要である。

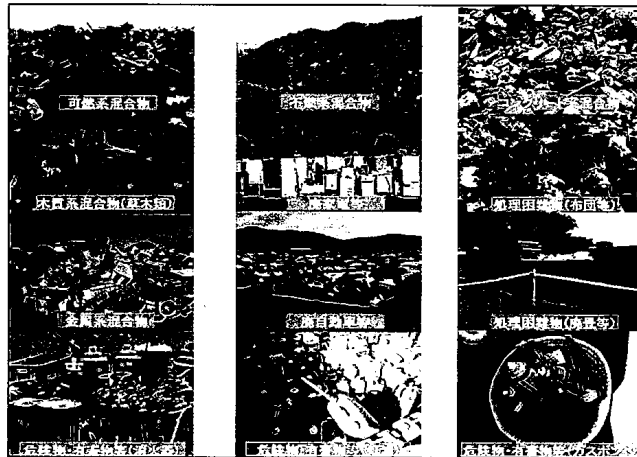


図1 災害廃棄物の種類

#### (2) 災害廃棄物処理の原則・安全管理

災害廃棄物は、適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災した住民の「安全」を第一とし、「スピード」感を持って処理にあたり、「費用」にも配慮すること

が重要である。これら「①安全」「②スピード」「③費用」は、災害廃棄物処理の3原則に位置付けられており、この原則に基づき、仮置場における適切な分別等を推進する。

なお、処理全体としての基本的な災害廃棄物の処理フローは以下のとおりであるが、その際、混合状態となっている災害廃棄物を撤去する際には、廃石綿・石綿含有廃棄物などの有害廃棄物が含まれている可能性も考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底することが必要である。

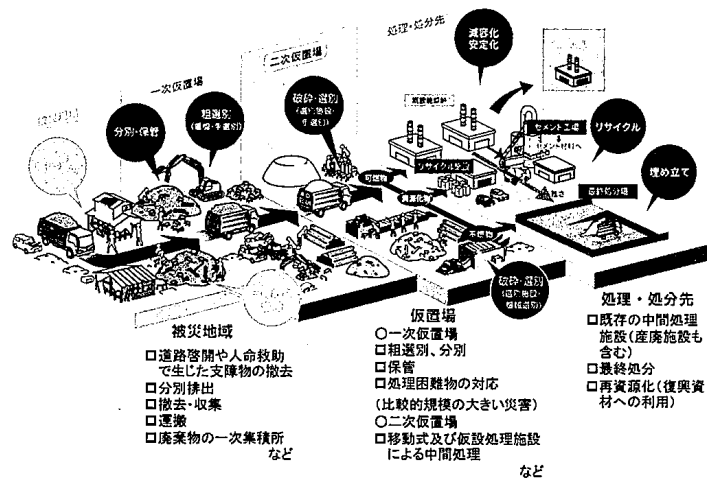


図2 災害廃棄物の処理フロー

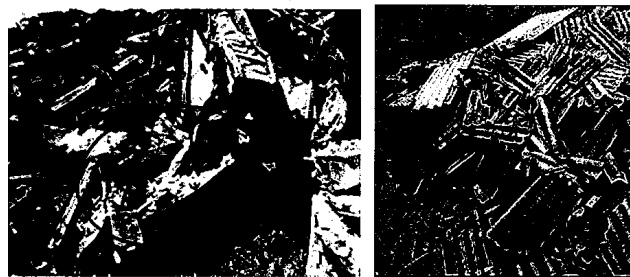


図3 石綿を含む可能性がある廃棄物の例

(左：建築材料として使用されている断熱材、右：スレート板)

※飛散防止の措置が必要であり、市町村等に連絡すること

### (3) 仮置場における分別管理

仮置場においては、発火の原因となる物（ストーブに入ったままの灯油や小型家電、ガス器具中の電池、カセットボンベ等）と燃えやすい物（木くず等）を近くに置かないようにして火災発生を未然に防止する、(2)の処理フローに沿って処理先に応じて搬出を円滑に進める等の理由から、以下の例のように分別して管理することが重要である。このため、災害廃棄物を仮置場に搬入する際は、分別して積み下ろすように留意することが必要となる。また、木くずや畳のように高く積み上げることにより自然発火が起きる可能性がある災害廃棄物があることにも注意が必要である。

なお、災害廃棄物の分別・区分については、被災者の利便性や処理の円滑性に鑑み、地域の実情に合わせて市町村が柔軟に設定し、住民等に周知することとなる。

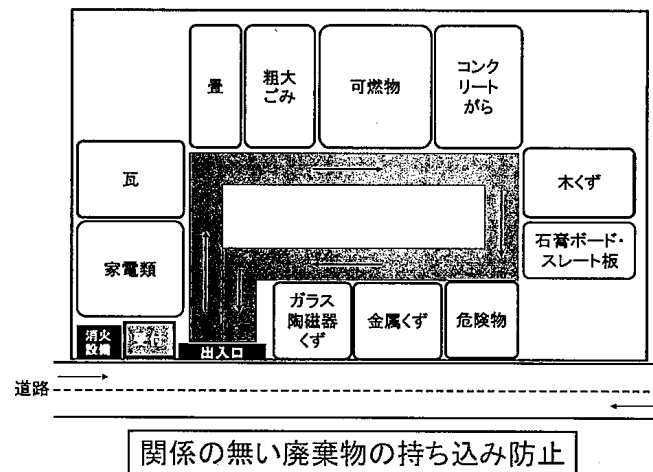


図4 仮置場における分別管理の標準的な例

#### 4 関係機関の役割分担・連携

災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応にあたることが前提である。令和元年東日本台風(台風第19号)においては、災害廃棄物を生活圏から撤去するため、環境省、防衛省、内閣府等の関係省庁と県及び市との間で行う現地調整会議における活動調整が有益であった。また、市町村が財政面での負担を憂慮し、民間事業者等との調整や契約が遅延したり、民

間事業者の選定に時間を要した市町村があった一方で、長野県長野市において実施された「One NAGANO」では、市民・ボランティア・県・市・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かして活動できるよう、関係者との間で役割分担を実施して効果的な撤去を実現できた。

また、令和2年7月豪雨における熊本県の「人吉市内の大型災害ゴミ一掃大作戦」や「球磨村の大型災害ゴミ撤出の寄り添い支援」では、自衛隊、トラック協会、産資協会等関係者の円滑な連携により、畳や家具・家電等の大型災害廃棄物が速やかに一掃され、生活再建を強力に後押しすることができた。

かかる経験を踏まえた、災害廃棄物の撤去に係る考え方及び連携の一例は以下のとおりである。

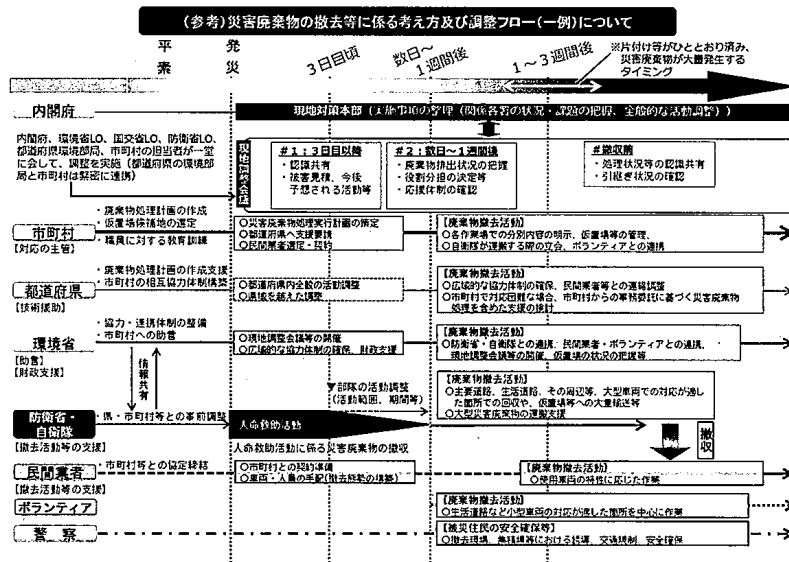


図5 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フローの一例

(1) 環境省

環境省は、廃棄物処理の所管省庁として、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれる場合は、広域の応援体制に係る調整を実施するため、環境省現地支援チームを派遣する。また、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、

市町村との総合調整を実施する。

関係省庁との調整に関し、自衛隊の活動との連携については防衛省と、ボランティア・NPOの活動との連携については内閣府防災、全国社会福祉協議会、全国NPO団体（JVOD）と情報共有・調整を行い、市町村が災害廃棄物処理をより円滑・迅速に実施できるよう調整を行う。役割分担の決定に際しては、路上や空き地等における災害廃棄物の堆積状況を踏まえ、令和元年東日本台風（台風第19号）の際、長野県長野市において実施された「One NAGANO」を参考に、環境省現地支援チームは市民・ボランティア・県・市・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となって、効果的な撤去を実施できるよう、関係者との間で役割分担を調整する。

また、市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言を行う。

(2) 都道府県

都道府県は、都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援、環境省への協力要請等を行う。また、都道府県内の市町村では処理が困難になった場合及び他都道府県からの支援要請があった場合の受入れ施設等の調整を行う。その他、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するため、環境省とも連携しつつ、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、管下市町村及び地域ブロック協議会と連携した広域的な支援体制の確保に向けた調整を行う。

(3) 市町村

一般廃棄物の処理に責任を持つ市町村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理を実施する。そのため、事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 防衛省・自衛隊

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8.3条に基づき、防衛大臣またはその指定する者は、「事態やむを得ないと認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に、必要な支援を実施することとし、具体的には、被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施する。

(5) その他

被災家屋からの災害廃棄物の搬出はボランティア・NPO等が、幹線道路、生活道路、その周辺等から仮置場までの運搬は自衛隊や民間事業者が実施するなどの役割分担・連携が考えられる。なお、自衛隊の車両及び重機については大型の車種が多いことを踏まえ、狭い路地などは民間事業者やボランティア・NPO等が担当し、幹線道路などは民間事業者と連携しつつ自衛隊が担当する

等、状況や場所に応じた連携も考えられる。

また、生活圏から円滑かつ迅速に処理するため、仮置場への輸送に際し、使用する経路、時間帯を指定し、交通規制を実施する等、交通状況に応じた警察との連携に留意する必要があるとともに、土砂、流木等の撤去等に係る事項については、国土交通省との連携に留意する。

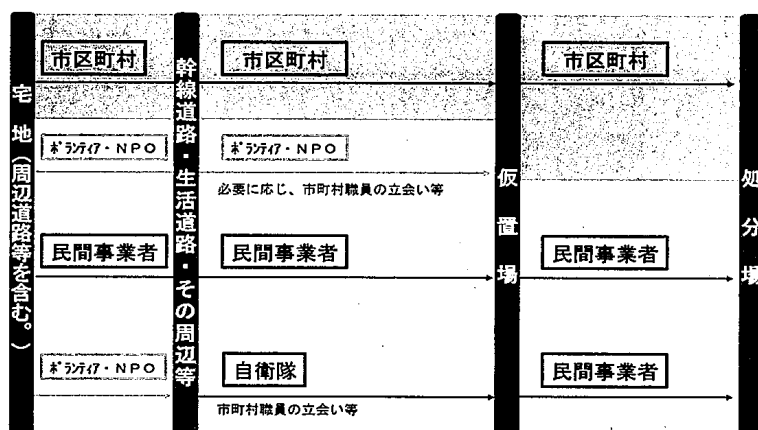


図6 災害廃棄物の収集運搬体制の標準的な例

## 5 平時の取組等

### (1) 市町村

ア 「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(令和2年2月)に示す事前検討チェックリストを参考に、以下の内容をはじめとした検討状況を確認する。

- ・発災後の初動対応時の業務の詳細手順を時系列で定める。
- ・仮置場候補地を選定し、リスト化する。
- ・災害支援協定の内容を把握し、リスト化する。

イ 市町村は、災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

ウ 市町村の廃棄物担当職員は、各自治体の防災部局等が主催・運営している防災協議会に可能な限り参加し、平素から自衛隊の担当者と連絡先を共有するよう努める。

### (2) 都道府県

ア 地域ブロック協議会が策定する行動計画とも整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を見直すとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを

支援する。

イ 市町村の災害支援協定の締結状況を把握し、平時から広域的な相互協力体制を整備する。

ウ 都道府県の廃棄物担当職員は、平素から自衛隊の担当者と連絡先を共有するよう努める。

(3) 環境省

ア 内閣府、環境省、防衛省・自衛隊、都道府県、市町村、民間事業者等の関係機関の役割分担を明確にするとともに、平素から各関係機関との連絡調整スキームを確立する。

イ 市町村に対して、路上堆積等が生じないように仮置場候補地の事前検討を含む、災害廃棄物処理に係る計画の策定を促す。

具体的には、都道府県のリーダーシップのもと、都道府県下の処理計画未策定の中小規模市町村を対象とした、災害廃棄物処理計画策定を促進する事業を進めていく。また、市町村に対して、災害対応において災害廃棄物処理計画が有効に活用されたグッドプラクティスや災害廃棄物処理計画が有効に活用されなかったバッドプラクティスを示すことにより、災害廃棄物処理計画の策定を促す。また、災害廃棄物処理計画策定状況について、各都道府県、各市町村の策定状況を公表することにより、未策定自治体に対する策定促進を加速化する。

ウ 「災害等廃棄物処理事業費補助金」により、市町村の処理事業費に対して、50%の国庫補助を行い、通常の災害であれば地方財政措置とあわせて90%の財政支援を行っていることを、市町村に対して周知を行い、理解の促進を図る。その際、仮置場等の原状復旧事業を補助金の対象とするためには、作業前の写真が必要となることや、備え付けのものを撤去した場合などには撤去前後の写真が必要となることも予め知らせるものとする。

エ 地方環境事務所は、平素から連携する自衛隊の担任部隊及び市町村と連携し、災害廃棄物の全体の処理フローを踏まえた分別の必要性について認識を統一する。

具体的には、発災直後の人命救助、行方不明者捜索、道路啓開等の初動段階を除き、市町村職員が行う分別管理の下、仮置場での分別荷卸し等を徹底することを周知する。

オ 地方環境事務所は、地域ブロック協議会等の場を活用し、市町村における民間事業者との協定締結を促進するとともに、地域ブロック毎の民間事業者との協定の締結状況について把握する。

カ 環境省本省の担当者は、発災後に防衛省担当者とただちに連絡が取れるよう、平素から連絡先を共有する。この際、地方環境事務所と自衛隊の各部隊の担当者との間で連絡先を共有し、地方レベルにおいても平素から顔の見え

る関係を構築する。

(4) 防衛省・自衛隊

防衛省本省の担当者は、発災後に環境省担当者との連絡が取れるよう、平素から連絡先を共有する。また、主として陸上自衛隊の各方面総監部及び各師団・旅団司令部と地方環境事務所の担当者との間においても連絡先を共有する。

【参考】災害派遣連絡窓口

防衛省ホームページ（トップ）>防衛省の取組>各種事態への対応（弾道ミサイル・テロ・災害時）>災害派遣実績>災害派遣について>災害派遣関連情報（ページの最下部に防衛省防災業務計画）>防災情報>都道府県別災害派遣連絡窓口

6 発災時の対応

(1) 災害廃棄物の撤去に係る自衛隊の災害派遣活動の考え方

災害廃棄物の処理主体はあくまでも市町村であり、市町村が民間事業者等と連携しつつ処理体制を構築することが前提である。その上で、市町村が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合に、災害派遣活動に従事している自衛隊と連携して対応に当たるものとし、民間事業者等への移行までの応急対策を原則とする。なお、環境省は、民間事業者等への移行を速やかに行えるように都道府県とも連携し、県内の民間事業者との協定の活用や D. Waste-Net による支援の調整等を行う。

(2) 自衛隊の災害派遣活動に当たっての留意事項

ア 環境省本省は、発災直後から被災地に派遣する環境省現地支援チームによる周辺状況確認調査や作業状況報告を踏まえ、災害廃棄物の排出状況、被災市町村における民間事業者等との協定の発動状況、D. Waste-Net との調整状況等を防衛省に共有する。

イ 災害廃棄物の撤去に関する支援を被災都道府県が求めようとしている場合、環境省は、自衛隊の部隊等が行っている人命救助、行方不明者捜索、道路啓開等の初動対応の状況、報道情報及び上記の防衛省への共有事項を踏まえ、自衛隊と被災都道府県の間で調整が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

ウ 被災都道府県から、現地で活動している自衛隊の部隊等に対して災害廃棄物の撤去に係る支援要望があった場合、当該部隊等は、その内容について環境省現地支援チームに情報提供を行う。また、防衛省本省は、必要に応じて環境省本省に対して同内容に関する情報提供を行う。

(3) 関係機関の実施事項

ア 全般



自衛隊の災害派遣決定後の現場における具体的な活動については、市町村の処理構想を踏まえて、現地調整会議において調整の上、行うこととし、環境省本省及び防衛省本省は、自衛隊及び環境省現地支援チームの現場部隊（以下「現場部隊」という。）の状況等を相互に把握・共有する。また、現場部隊は自衛隊から民間事業者等への業務の移行を見据えて、民間事業者等の活動可能時期、規模等を考慮した活動全般の工程表等を作成して、認識の共有を図る。

#### イ 被災市町村

- (ア) 市町村ごとに異なる分別ルールを現場部隊に伝えるため、市町村の職員等が必要な同行や立会い等を実施する。
- (イ) 災害廃棄物の収集運搬体制（自衛隊等が活動する内容も含む。）や仮置場の運営方針について住民へ周知するとともに、適切に仮置場の管理を行う。
- (ウ) 災害廃棄物の排出状況を踏まえ処理体制を検討し、これに適合した民間事業者との早期契約を実施する。
- (エ) 発災時の具体的な分別方法及び排出方法（仮置場での受け入れ、戸別回収等）について、現場部隊に共有する。
- (オ) 保有する機材の状況等により家電が破損してリサイクルができなくなるおそれがある場合、家電の収集・運搬は、当初から市町村または民間事業者等が実施する。
- (カ) 効果的に撤去活動を進めるために、必要に応じて適切な収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）を手配する。

#### ウ 都道府県

- (ア) 市町村からの支援ニーズを把握するとともに、地域ブロック協議会と連携した広域的な協力体制の確保、周辺市町村や民間事業者との連絡調整を行う。
- (イ) 災害廃棄物処理全体の進捗管理をするとともに市町村に対する支援を行う。
- (ウ) 都道府県内では処理が困難になった場合や、被災都道府県から受入れ要請があった場合、受入れ施設の確保に係る調整を実施する。

#### エ 環境省

##### (ア) 環境省本省

発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施するとともに、広域の応援体制に係る支援や、都道府県を跨ぐ災害廃棄物の受入体制等に関する調整を実施する。

##### (イ) 環境省現地支援チーム

- ・ 全体調整、周辺状況確認調査、環境省本省への不足収集運搬車両の支援要請を行う。また、市町村及び都道府県と協議しつつ自衛隊等と連携

した作業工程表の作成等を実施する。その際に、危険物等による職員の安全性、火災の危険性、仮置場以降の全体の災害廃棄物処理フローを踏まえた分別管理の重要性を関係機関と共有する。なお、市町村が民間事業者に重機を含む資機材を依頼する際には、オペレーターも共に手配するように助言を行うことが望ましい。

- ・ 自衛隊の活動を円滑にするため、市町村に対し仮置場等運搬先の確保、災害廃棄物の収集運搬時の市町村職員等の同行や分別内容の明示、仮置場の市町村による管理及び分別内容の明示等の必要な助言を行う。
- ・ 被災市町村における民間事業者等との協定の発動状況及び D. Waste-Net との調整状況を踏まえた、民間事業者等による収集運搬車両の支援開始見込み時期及び活動推移を自衛隊と共有する。

オ 防衛省・自衛隊

(ア) 自衛隊は、現地調整会議で決定した役割分担の下、撤去目的を明確にした上で、住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去を行うまでを活動の範囲とし、その期間は民間事業者等への移行までの応急対策とする。

また、重量があり、一般の住民のみでは積み込みや積み下ろしが困難な量や家具・家電等の大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等、適切な役割分担を行う。

(イ) 自衛隊は、必要に応じて、作業開始前の現場写真（備え付けのものを撤去した場合などには撤去前後の写真）撮影、重機操作を含む災害廃棄物の収集運搬車両への積み込み、仮置場への運搬（大型の車両や重機が多いため、民間事業者と役割分担して、自衛隊は幹線道路などを中心に実施）、市町村の管理の下での仮置場管理支援（重機による積み上げ、搬出支援等）、環境省等と連携した作業工程表の作成の支援等を実施する。

カ 民間事業者

市町村から委託を受けた民間事業者は、市町村の指示に従い災害廃棄物の収集運搬車両の手配を行うとともに、使用する車両の特性に応じた作業等を実施する。その他、収集運搬に係る支援を行う民間事業者や自治体等は関係者と連携して、使用する車両の特性に応じた作業を実施する。

キ ボランティア・NPO（協力が得られる場合）

被災家屋からの災害廃棄物の搬出を中心に実施する。

(4) 現地調整会議の開催等

環境省現地支援チームは、関係省庁の連絡員、被災都道府県・市町村の担当者のほか、必要に応じて民間廃棄物事業者、現場作業等者の参加による現地調整会議を実施する。

現地調整会議においては、災害対策本部会議等で報告された情報、周辺状況

確認調査（災害廃棄物の堆積・集積状況等）、被災都道府県・市町村の支援ニーズについて情報共有を図るほか、発災後の時間経過に応じた調整等を実施する。

#### **7 自衛隊の活動終了に伴う対応**

自衛隊の活動終了に際しては、事前に、活動現場における災害廃棄物の撤去に係る所要について市町村、自衛隊との間で認識を共有するとともに、自衛隊の活動終了に伴う業務の引継ぎ要領について調整する。そして、現地調整会議や現地对策本部会議等において、関係省庁、都道府県、市町村（首長を含む）等の関係者が一堂に会した場で認識の共有を図った上で、自衛隊は民間事業者等に対して業務を引き継ぐものとする。

## 資料 1 6 災害廃棄物に関する法令、通知

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

**第二条の三** 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

**第十五条の二の五** 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、**第八条第一項**の規定にかかわらず、**同項**の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 **前項**に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として**同項**の廃棄物を処理するときは、**同項**の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び**同項**に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

**第一条の七の六** [令第四条第三号](#)の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
- 二 受託者が受託業務を委託する者（[次号](#)及び[第五号](#)において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
  - イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
  - ロ [法第七条第五項第四号イからルまで](#)のいずれにも該当しないこと。
- 八 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
  - 二 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
  - 三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
  - 四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

**第十二条の七の十六** [法第十五条の二の五第一項](#)の環境省令で定める一般廃棄物は、[次の各号](#)に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃

棄物処理施設に係る[法第十五条第一項](#)の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

- 一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとする。[次号](#)において同じ。）
  - 二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類
  - 三 [令第二条第二号](#)に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず
  - 四 [令第二条第九号](#)に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物
  - 四の二 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物
  - 五 [令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号](#)に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
  - 五の二 [令第七条第十四号イ](#)に掲げる産業廃棄物の最終処分場 基準不適合水銀処理物
  - 六 [令第七条第十四号ハ](#)に掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）、基準適合水銀処理物
- 2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するとき
- は、[法第十五条の二の五第一項](#)の環境省令で定める一般廃棄物は、[前項](#)の規定にかかわらず、[令第七条各号](#)に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

## 災害対策基本法（抜粋）

（定義）

**第二条** この法律において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

## 災害対策基本法施行令（抜粋）

（政令で定める原因）

**第一条** [災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号](#)の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

環循適発第 2007161 号  
環循規発第 2007162 号  
令和 2 年 7 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
（公印省略）

廃棄物規制課長  
（公印省略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について  
（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、令和 2 年 7 月 16 日に公布され、同日施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨と概要

#### 一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する特例により、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であって環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けなくとも、都道府県知事に事前に届出をすることにより、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。また、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、非常災害時は、処理開始後遅滞なく届け出れば足りる。

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生しているところ、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、災害廃棄物の中には通常であれば産業廃棄物として排出される性状のものも多くあり、その処理に既存の産業廃棄物処理施設の更なる活用が考えられるため、法第 15 条の 2 の 5 の特例の対象となる災害廃棄物について、制度的措



置を講ずる必要がある。

また、高濃度 PCB 廃棄物については、国がこれまで整備を進めてきた中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の拠点的広域処理施設を活用してその処理を推進することとされているが、事業者が事業活動において使用していた PCB 含有安定器は、当該事業廃止後も引き続き事業所の建物において居宅用で使用された後廃棄される場合、当該安定器は一般廃棄物として排出されることとなる。特別管理産業廃棄物としての高濃度 PCB 廃棄物を処理する JESCO は、特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しているが、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しておらず、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の終了が迫る中、こうした一般廃棄物として排出されるものについても早期に処理を進めるため、制度的措置を講ずる必要がある。

そのため、災害廃棄物及び PCB 廃棄物について、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続きを簡素化する所要の改正を行うこととしたものである。

## 二 改正の概要

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。

また、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB 廃棄物及びその処理施設を追加した。

## 第二 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理について

### 一 改正省令の対象となる場合等について

個々の災害が改正省令の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなるが、改正省令による災害廃棄物の処理を行う場合には、豪雨、台風及び地震等の自然災害等により、特に早急に処理すべき災害廃棄物が大規模に発生し、災害廃棄物処理計画等に基づく対応が困難である等の理由により、生活環境保全上の支障の防止等の必要があり、かつ、こうした理由により市町村内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であることが必要である。

また、非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合とは、当該非常災害の被災区域内の市町村の委託を受けて、同非常災害により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいう。

したがって、産業廃棄物処理施設の設置者から、改正省令により新設した規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の規定を適用するため法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出があった場合には、当該届出をした者に対し、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、同届出に係る処理が同非常災害により必要な応急措置として一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。なお、規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の適用は、非常災害により生じた一般廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該一般廃棄物の処理

が完了した時点で同項の適用はなくなることに留意されたい。

なお、改正省令による届出を行う場合にあっては、規則第12条の7の17第1項第9号の規定により、災害廃棄物が生じた時期及び地域に係る事項を届け出るとともに、それを受理した都道府県知事は、同条第4項第7号の規定により、同災害廃棄物が生じた時期及び地域について記載した受理書を、届出をした者に交付することとした。災害廃棄物が生じた時期は、顕著な災害を起こした自然現象として気象庁又は独自に地方公共団体等が名称を定めたものが発生し、明らかに当該自然現象によって廃棄物が発生したと認められる期間、その他自然現象と災害廃棄物の発生の因果関係が明らかに認められる期間とし、災害廃棄物が生じた地域は、当該自然現象に起因する災害廃棄物が生じた都道府県の区域とする。

## 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物について

### 1 中間処理

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において中間処理できる一般廃棄物は、当該廃棄物処理施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、当該廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されない。

次の(1)から(16)までに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じた一般廃棄物が想定される。加えて、例えば、平時に廃石膏ボードを処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した廃石膏ボードを処理する場合や平時に畳を処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した畳を処理する場合等が想定されるが、廃棄物処理施設の種類や当該処理施設において処理する一般廃棄物については、各自治体において適宜判断されたい。

- (1) 汚泥の脱水施設
- (2) 汚泥の乾燥施設
- (3) 汚泥の焼却施設
- (4) 廃油の油水分離施設
- (5) 廃油の焼却施設
- (6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- (7) 廃プラスチック類の破碎施設
- (8) 廃プラスチック類の焼却施設
- (9) 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (10) 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (11) 令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- (12) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- (13) 廃水銀等の硫化施設
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (15) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (16) 令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

## 2 最終処分

中間処理の場合と同様、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において最終処分できる一般廃棄物は、同廃棄物処理施設において最終処分する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、同廃棄物処理施設において最終処分する法第 15 条第 1 項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されている必要はない。

具体的には、近年の豪雨、台風及び地震等の自然災害により、被災地域において膨大な量のコンクリートくず等の災害廃棄物が発生している現状にあり、これらを迅速にかつ適切に処理する必要があることから、安定型最終処分場（令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において、災害廃棄物の処理を行う場合については、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第 8 条第 1 項の規定による許可を受けずに、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合は想定される。

なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、当該安定型最終処分場において処理する一般廃棄物は、以下の（1）及び（2）のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であることが想定される。

### （1）次のいずれかに該当する一般廃棄物

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物

### （2）次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

- ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。  
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス—一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四・ジオキサン及びダイオキシン類
- ② 有機性の物質
- ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿  
ア 石綿保温材  
イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたい。なお、(2)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含む。

### 三 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る維持管理基準等について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要がある（規則第 12 条の 7 の 18）。なお、中間処理施設については、規則第 12 条の 7 の 2 の規定等に基づき、施設の種類等に応じ、維持管理の状況に関する情報の公表の必要性について判断されたい。

また、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用される（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。

### 四 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る処理基準について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用される（令第 3 条第 2 号及び第 3 号）。

### 五 運用の際の留意事項について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者から、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出を受理した際には、処理しようとする災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であることを踏まえ、届出をした者に対し、処理しようとする災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うとともに、届出をした者による不適正処理が生じるおそれがある場合は、遅滞なく改善に向けた指導を行うこと。

また、災害廃棄物の適正処理を確保するため、当該廃棄物処理施設に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたい。実施に当たっては、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確

認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

### 第三 PCB 廃棄物に係る一般廃棄物処理施設の設置について

PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため長期にわたり保管が継続され、また、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から環境汚染の進行が懸念される状況にあったことから、国が JESCO の拠点的広域処理施設の整備を行い、安全かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物の処理が進められてきた。このような経緯に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物としての PCB 使用安定器は、法上の廃棄物の種類によらず JESCO において処分することが適当である。

そのため、JESCO において一般廃棄物としての PCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）を処分するにあたっては、「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について（周知）（令和 2 年 5 月 13 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡）」で周知したとおり、法第 6 条の 2 第 2 項の規定により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道 PCB 処理事業所又は北九州 PCB 処理事業所へ委託することとした。一方、JESCO は法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けていないため、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の特例の対象となる産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物として、以下の（1）及び（2）に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、それぞれに掲げる一般廃棄物を追加した。

これにより、産業廃棄物処理施設の設置者である JESCO が同項に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出ること、JESCO において一廃安定器を処理するための一般廃棄物処理施設を設置することが可能となるので留意されたい。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

### 第四 施行日、既存省令の廃止及び経過措置について

改正省令は、毎年のように全国各地で頻発する非常災害により発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため対応するものであること、また、JESCO が一般廃棄物処理施設を速やかに設置し、一廃安定器の処理体制を構築する必要があることから、施行日は公布の日とした。

また、現行制度においては、産業廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物を迅速に処理するため、非常災害毎に、第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理施設の種類と一般廃棄物を定めている。改正省令により、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとするため、現に効力を有する以下の（1）から（4）までの特例省令については廃止するとともに、現に各特例省令の規定を適用し現行の第 12 条の 7 の 17 の規定によりされている届出については、各特例省令の規定を適用し改正後の同条の規定によりされた届出とみなす旨の経過措置を置いた。

- (1) 平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境

- 省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 16 号）
- (2) 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 20 号）
  - (3) 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 8 号）
  - (4) 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号）

## ■ 災害廃棄物関連ホームページ

環境省 災害廃棄物対策情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>